

第 1 1 回臨時委員会会議録

- 委員長) 日程第 1 開会宣言
- 委員長) 日程第 2 会議成立の宣言
- 委員長) 日程第 3 会議録署名委員の指名 (木村委員)
- 委員長) それでは、日程第 4 の審議に入ります。

報告第 8 号「第 2 4 回富田碎花賞受賞者及び受賞作の決定について」を議題とします。提案説明を求めます。

社会教育部長) <議案資料に基づき概略説明>

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

木村委員) 本来であれば 1 作品という受賞者数のようですけど、このいただいた募集要項を見ると平成 1 7 年からずっと 2 作品という形になっています。2 1 年だけ 1 作品ですね。このあたり何か 1 7 年以前と以後で何か事情があったのでしょうか。

社会教育部長) 今回の選考委員会の中でも、富田先生の貴重な賞を多くの方に知らしめたいという思いもあるということでございます。今回の選考でもできたら 3 人選びたいくらいで、採点についても、「こういう形で見たらどうか」という議論を何度もされておまして、最終的にこのお二人がやはり甲乙つけがたいということで決まりました。思いはそういうところがございますけれども、二人選出されていることが続いておりますことは、偶然といいますか、結果として続いたということでございます。

浅井委員) 選考委員の先生は 5 名ですね。たかとう匡子さんは、今度お話に来てくださるということで楽しみにしております。推

薦委員会委員長ということですが、どのようなかかわりをなさっているのでしょうか。

社会教育部長) まず、全国から今回は90詩集、これまでの記録の中では多いほうではありませんが、多いときでしたら180ほど来た年もございまして、それを5人の方で読み上げて選定するというのは非常に難しいですので、ほかに推薦委員が数人いらっしゃるわけです。この方たちが分担して読み、各人が2編又は1編を選定委員会に上げるものとして推薦されます。その作品を選考委員は全て読み切り、選考委員会で審査し選定されるというようになっております。

ですから、もともと力ある詩人の方が読み切って、その中で、また何時間もかけて、最終的に2編又は1編を選定します。本来1編なのですが、いろいろな方向から見るとやはり甲乙つけがたいということがあって、最大お1人2編ということになっています。推薦委員さんは8人の方がいらっしゃるのですが、そこからまた選考委員で選定していくという過程を経ております。

浅井委員) なるほど。では、推薦委員の先生方である程度1割ぐらいの数の絞り込むわけですね。

社会教育部長) はい。

浅井委員) はい、わかりました。

委員長) 推薦委員という方はどのような方なのか。

社会教育部長) やはり詩人の方でございまして、富田碎花賞を受賞された方もいらっしゃいますし、ほかの詩人の方の、そういう記念賞を受賞された方もいらっしゃいます。現代詩人会などに所

属されておられるような先生方が推薦委員さんでいらっしゃると思います。

委員長) 誰が推薦委員をお願いするのですか。

社会教育部長) 主催は富田碎花顕彰会ですので、顕彰会で選考された方をお願いしているということでございます。

委員長) わかりました。

木村委員) 後援は兵庫県になっていますが、兵庫県はどういう形でかわっているのでしょうか。

社会教育部長) 特にはございませんが、兵庫県が後押しをしている賞でございますので、認知はさせていただいております。

教育長) 富田碎花といえば全国的なすばらしい詩人であり、そのことを鑑みて芦屋市が顕彰事業をしているという意味で、やはり兵庫県もそれに対しては認知をしているということです。

浅井委員) 兵庫県文化の父と呼ばれているのですよね。「兵庫讃歌」という有名な詩があります。

教育長) 兵庫県のたくさんの高等学校や小・中学校の校歌を作詞されていて、兵庫県にとっても貢献された方の1人だと思っております。

社会教育部長) 県内でも、加古川のほうにおられたり、県内の中でも移られておられるので、その土地その土地で、やはり学校に関しては特に力を入れておられて、特に芦屋も精道中学校をはじめ、いろいろなところの校歌を書いていただいております。そのほか、会社の社歌ですね、そういうものもつくっておられると聞いております。

木村委員) 芦屋市教育委員会は、副賞50万円の予算を出すというこ

とでのかかわりというのが1つあるのでしょうか。

社会教育部長) はい。芦屋市は副賞の50万円を支出させていただいているのと、顕彰会、顕彰する費用、旧居の保存や開館、それから展示内容も年2回変えておりますので、そういったことでのかかわりや、美術博物館と協力して、学芸員が展示内容を選定して開示するといったこともしております。それらの費用なども負担をさせていただいております。

木村委員) 芦屋市の図書館には、受賞作品である詩集が購入して置かれているのでしょうか。

社会教育部長) 当然それはできていると思っておりますが、確認の後、善処いたします。

木村委員) そうですね。内容が割と難しいのでどうかと思いますが、中学校の図書館に置くとかですね。確かに中学生が読んでわかるかという問題はあって、高校レベルぐらいだとは思いますが。ただ、受賞したものを知らしめるためにも、こういうことをしてこういう人が受賞したということを、やはり多くの人に知ってほしいと思います。そのあたりは1つの課題だと思います。図書館に置いて、このような作品が受賞したということで飾るなど、そのあたりのことはいかがでしょうか。

社会教育部長) そうですね。世代がどんどん移り変わって行って、中学生も富田碎花先生の存在や、お書きいただいている校歌にあっても、言葉の意味も難しくなってきましたので、そういうことも含めて、もう少し授業の一環として取り上げていただくというのも1つだと思いました。そちらにつきましては

学校教育部長と相談させていただいて、考えていきたいと思
います。例えば、校歌を書かれているこの先生を顕彰するた
めのこのような賞があり、こういう作品が選ばれたというよ
うな御紹介ができればと考えているところでございます。

浅井委員) 昨年も国語の授業で取り上げていただいたらどうでしょう
かとお願ひしたのですが。広報には、受賞作は載りますね。

社会教育部長) どういうものかというのは載りますね。

浅井委員) 富田碎花さんの作品についても、やはり内容は古いですが、
言葉はとてもきれいで平明な、和歌、短歌もたくさん出され
ていますけれども、昭和の時代に碎花さん、碎花さんと言っ
て私の祖父母も両親も、たびたび富田碎花さんのお名前を口
にしておりまして、確かに市民の中で親しまれてきた存在だ
と思います。そしてまた偉大な文学者でもあります。富田碎
花賞は文化賞の中でも高い位置づけにあると思うのですね。
中原中也賞や萩原朔太郎賞よりも古くから制定されていて、
やはり文化的な財産だと思います。だからその富田碎花の作
品をこの受賞作とあわせて紹介できたらいいと思います。

委員長) そうですね。

浅井委員) はい。紹介する機会があればいいなと思います。

社会教育部長) そうですね。授業で難しければ、掲示板のようなもので、
生徒に知らせるといふような、そういうものを学芸員と相談
しまして、何かそういうことができないか考えてみたいと思
います。

浅井委員) はい、ぜひお願ひしたいです。市内でも、岩園小学校、宮
川小学校、精道中学校の校歌、「芦屋市民の歌」というのも

選ばれたり補訂をされていたり、市民憲章にもかかわっていらっしやったと聞きました。先日、「芦屋市民の歌」を聞く機会があり、婦人会の廣瀬忠子さんが、今の芦大附属の前身の芦屋高等女学校の校歌もそうだとということで、お歌いになっておられました。芦屋の自然をうまく歌われていて、とてもきれいな言葉なのですね。そういうことも、難しいばかりではないですので、ぜひ子どもたちにも知ってもらいたいと思います。

委員長) 受賞者の紹介にあわせて、毎年、富田碎花さんについて、常に意識に上らせるようにするという、そういうことですね。

浅井委員) そうですね。

委員長) そういう努力が必要であるということですね。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈報告第8号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

委員長) 日程第5 閉会宣言